

個人用火災総合保険にご加入のお客さまへ 地震に備える保険のご提案 ～「地震保険」と「地震危険等上乗せ特約」～

地震への備えについて考えてみませんか？

地震保険は必要保険です！

火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害は補償の対象となりません。また地震等による火災損害や地震等による火災が延焼・拡大したことにより生じた損害についても同様に補償の対象となりません。

地震による倒壊



阪神・淡路大震災 1995年
日本損害保険協会提供

噴火による災害



有珠山噴火 2000年
日本損害保険協会提供

津波による災害

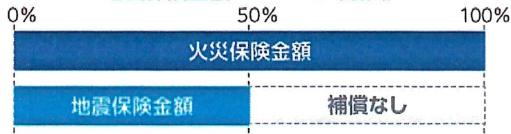


東日本大震災 2011年
災害写真データベース

地震保険の基礎知識

- 地震保険は、法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度で、地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。
- 地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が生じた場合に最大で火災保険金額の50%まで補償することができます。

地震保険金額のイメージ(最大)



地震保険だけでは必ずしも十分な補償は受けられません！

- 被災時の生活再建にかかる費用としては、建物の再築費用や家財の再購入費用だけでなく、当面の生活費や仮住まい費用などが必要となり、地震保険金や国からの支援金はこれらの費用への大切な備えとなります。
- 一方、生活再建にかかる費用をすべて補うためにはそれだけでは必ずしも十分ではなく、新たなローンの借り入れや預貯金の取り崩しなどが必要となり、経済的な負担を強いられることとなります。
- これらの経済的な負担を軽減するために、「地震危険等上乗せ特約」のセットをご検討ください。

生活再建にかかる費用

- 建物の再築費用
- 家財の再購入費用
- 仮住まい費用
- 当面の生活費
- など

地震保険等による費用の備え

- 不足する費用
- 国からの支援金
- 地震保険金

不足する費用

- 新たなローン
- 預貯金の取り崩し

新たなご提案

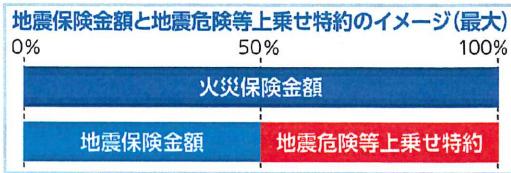
不足分の費用を補う
地震危険等上乗せ特約

地震危険等上乗せ特約 の詳細は裏面をご覧ください！



被災時の経済的な負担を軽減するために…「地震危険等上乗せ特約」をおすすめします!!

- 地震等による損害が生じた場合で、地震保険の保険金が支払われるときに、地震保険金と同額を特約保険金としてお支払いする特約です。
- 地震危険等上乗せ特約をセットすることにより、地震保険金と地震危険等上乗せ特約の保険金を合計して、最大で火災保険金額の100%まで補償することができます。
- ※ 地震危険等上乗せ特約は地震保険に限度額まで加入している契約が対象です。



<お支払いする保険金(火災保険金額に対する支払割合)>

地震保険は、損害の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。また、地震危険等上乗せ特約は、地震保険金と同額を特約保険金としてお支払いします。

	損害の程度		お支払いする保険金	
	建物	家財	地震保険	地震保険 + 地震危険等上乗せ特約
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	火災保険金額の 50% (地震保険金額の100%)	火災保険金額の 100% 地震保険金の額と同額を 特約保険金でお支払い
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上			
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	火災保険金額の 30% (地震保険金額の60%)	火災保険金額の 60% 地震保険金の額と同額を 特約保険金でお支払い
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満			
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	火災保険金額の 15% (地震保険金額の30%)	火災保険金額の 30% 地震保険金の額と同額を 特約保険金でお支払い
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満			
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	火災保険金額の 2.5% (地震保険金額の5%)	火災保険金額の 5% 地震保険金の額と同額を 特約保険金でお支払い
	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水			

<地震保険料控除の対象になります。>

地震保険とあわせて地震危険等上乗せ特約をご契約いただいた場合は、お支払いただいた地震保険料と地震危険等上乗せ特約の保険料の合計額が地震保険料控除の対象となり、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2024年5月現在)

	所得税	地方税(住民税)
控除対象額	「地震保険料+地震危険等上乗せ特約保険料」 の全額(最高50,000円)	「地震保険料+地震危険等上乗せ特約保険料」 の1/2(最高25,000円)

概算保険料(2024年10月1日以降保険始期契約)

所在地

構造

払込方法^{※1}

※1 保険期間は1年となります。

地震保険金額

地震保険割引^{※2}

※2 割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。

地震保険料

地震危険等上乗せ特約保険料

- 上記は概算の保険料となります。ご契約いただく際は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- このチラシは「地震保険」および個人用火災総合保険にセットする「地震危険等上乗せ特約」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。
- 地震が発生した直後は地震危険等上乗せ特約にご加入できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社 三友アンブレラ

福岡市博多区東光2丁目3-22

TEL 092-431-8341

FAX 092-431-8343